

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

秩父市農業委員会 平成29年 第12回 定例総会 議事録

1 会 期 平成29年12月22日（金）午後2時1分から
同 日 午後3時4分まで

2 議 場 秩父市荒川農村環境改善センター 多目的ホール

〔秩父市荒川日野〕

3 出席した委員（13人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎〔遅刻〕
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（なし）

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議案第59号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第60号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(7件)
議案第61号上程	農用地利用集積計画の決定について	(2件)
議案第62号上程	農用地利用集積計画の決定について	(1件)
議案第63号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第64号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか 否かの判断について	

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	笠原 広久	小林 弘
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	高岸 義雄	番場 誠二
第5区域	齋藤 武志	
第6区域	長谷川 満	千島 初男

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第5区域 引間 勲

8 農業委員会事務局職員

事務局長	上林 敏一	主査	帆刈 敏晃
参与	町田 達彌	主事補	岩田 直樹
主幹	新井 幸男	主幹	新地 広幸
主幹	加藤 和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(糸 東男 会長) ただいまから、秩父市農業委員会平成29年第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議長（糸 東男 会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸 東男 会長） 本日は、6番 石橋 総一郎 委員から遅刻の通告がありました。よって、委員定数13名中12名の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸 東男 会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。11番 豊田 辰夫 委員 及び 1番 新井 初男 委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査及び岩田主事補を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸 東男 会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸 東男 会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 それでは、平成29年第12回総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について が3件、議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について が7件、議案第61号 農用地利用集積計画の決定について が2件、議案第62号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第63号 農用地利用配分計画の意見についてが 1件、議案第64号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。よろしく、お願いいたします。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議長（糸 東男 会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第59号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議長（糸 東男 会長） これより、議案の審議に入ります。議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1の案件について説明をいたします。申請者は 〇〇さんです。申請地は 大畑町、畑1筆、129平方メートルで、昭和52年に相続により取得した土地です。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、国道299号秩父橋交差点から東北東に約270メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用する目的は住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、申請者は昭和43年から現在まで、申請地に隣接する土地に住宅を建てて居住しておりますが、このたび、土地について確認をしたところ、住宅が当申請地上にはみ出して建築されていることが判明しました。そこで、現状では農地に復旧することも難しいことから、引き続き住宅用地として使用したいとして、始末書を添付して申請したものです。なお、このたび一体利用することとなっている隣接地の登記地目は、農地ではありませんが、昭和42年3月27日付けで住宅用地を目的に転用する許可が出されており、このたびの転用について許可を受けることになりましたら、それと同時に宅地への地目変更登記を行う予定となっています。また、当申請地とを合わせた住宅敷地の合計面積は461平方メートルです。現地を確認したところ、申請のとおり、申請地上に建物が越境しており、その他の部分は庭用地として使用されておりました。

上林 敏一 事務局長 番号2の案件について説明をいたします。申請者は 〇〇さんです。申請地は 蒔田字森、畑6筆、計1,035平方メートルです。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、国道140号皆野秩父バイパス秩父小柱インターチェンジから南南東に約500メートル先、主要地方道秩父児玉線沿いにあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用する用途ですが、追認による住宅用地です。申請者は、昭和46年から申請地に居住しておりますが、このたびの申請地のうち、4筆、計482平

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

方メートルについて、昭和46年、昭和48年及び昭和58年に、複数回において住宅用地に転用する許可を受けておりました。しかし、許可を受けた土地につきましては、地目を変更する登記をすることなく、さらには、隣接する農地について許可を受けずに宅地にしてしまったことが判明しましたが、農地に戻すことは困難であることから、始末書を添付し、また、すでに許可を受けた土地についても、一体利用していることから、改めて許可を受けたいとして、申請をしたものです。申請地の現況を確認しましたところ、申請のとおり、住宅用地でした。

加藤 和彦 主幹 番号3の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字半縄、畑1筆、588平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州中川駅から北西に300メートル先にあり、立地の基準につきましては、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は申請者の自宅に隣接する土地で、昭和15年頃から農業用倉庫、物置、車庫などがあり農家住宅の敷地の一部として使用されておりました。当該申請地について、引き続き現況のまま使用していきたいとして始末書を添付したうえで申請したものです。隣接している宅地の部分と一体利用し、合計面積は1,120.23平方メートルになります。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、農業用倉庫、物置、車庫として使用されておりました。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤 勝市 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。立地の基準及び一般基準と照らし合わせても、許可を相当とせざるを得ないと考えます。

8番（豊田 恵男 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

伺います。

(間がある)

議長(糸 東男 会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(糸 東男 会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第59号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(糸 東男 会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

(6番 石橋 総一郎 委員が議場に入室する)

議案第60号上程 第5条の規定による許可申請について (7件)

議長(糸 東男 会長) 次に、議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1の案件についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は中村町四丁目、田2筆、計198平方メートルで、昭和53年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、県道秩父停車場秩父公園線秩父公園橋交差点から南に約210メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用する目的は、店舗併用住宅用地です。申請事由ですが、現在、譲受人は市内にて両親と同居しており、また、店舗を借りて花屋を営んでいますが、このたび、当申請地を譲受人より買い受け、ここに新しく店舗併用住宅を建築したいとして申請したものです。資金調達計画も整っており、隣接する土地に農地はありません。なお、当申請地2筆は、すでに住宅用地を目的に農地転用許可が出されておりますが、譲受人及び計画が変更となったため、改めて申請を出直したものです。現地を確認したところ、砂利が敷かれた状態となっております。

次に、番号2の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は△△さんです。申請地は阿保町、畑1筆、26平方メートルで、平成8年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、国道299号秩父橋交差点から南に約70メートル先にあり、立地の基準につき

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

ましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用する目的は、住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、借受人は、平成3年から、申請地に隣接する土地に住宅を建てて使用しておりましたが、このたび、土地について確認をしたところ、国道側に隣接する農地である申請地を、住宅敷地として併せて使用していたことが判明しました。そこで、現状では農地に復旧することも難しいことから、引き続き住宅敷地として使用していきたいとして、始末書を添付したうえで申請したものです。現地を確認したところ、申請のとおり、住宅敷地の一部として使用されておりました。

町田 達彌 参与 番号3及び番号4の案件について説明をいたします。

まず、番号3の案件についてですが、借受人は〇〇さん、貸渡人は△△さんです。借受人は貸渡人の子にあたります。申請地は下影森字内出、畑1筆、188平方メートルで、平成28年12月に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、影森郵便局から南東に約400先にあり、市道に面しております。立地の基準につきましては、申請地は用途区域から外れておりますが、下水、水道管等がある沿道の地域で、かつ、官公署等も近隣にある市街化傾向の著しい農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は現在市内のアパートに暮らしておりますが、日常生活を送る上で何かと手狭となったため、実家近くに家を建てたいと考え、親に相談したところ、実家の南側の貸渡人が所有する畑を利用することに同意したため、新築予定地として選定したものです。なお、昭和44年頃から、農地法の手続きを経ないまま、畑の一部を住宅への進入路として使用していたため、これを是正したいとして始末書を添付したうえで申請しております。周辺には、住宅が多く、耕作している農地は少ないため、周辺における耕作への影響はないものと思われまます。現地を確認をしたところ、始末書に書かれているとおり一部進入路として利用されており、他は保全管理状態の畑でした。

次に、番号4の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は△△さんです。借受人は貸渡人の子にあたります。申請地は下影森字甲勘定、畑2筆、計375平方メートルで、昭和61年4月に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、影森郵便局から東へ約100メートル先にあり、市道に面しており、秩父鉄道の線路沿いにあります。立地の基準につきましては、申請地は、都市計画区域の用途区域内にある市街化傾向の著しい農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は市内のアパートに暮らしておりますが、結婚を機に新居を探しており、

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

親に相談したところ、貸渡人である父が所有する畑を利用することに同意したため、新築予定地として選定したものです。周辺には、住宅が多く、耕作している農地は少ないため、周辺における耕作への影響はないものと思われま。現地確認をしましたところ、農地としてきれいに耕されておりました。

上林 敏一 事務局長 番号5の案件について説明をいたします。譲受人は 〇〇株式会社です。同社は、昭和33年に、主に一般電気工事請負を目的に成立した法人です。譲渡人は △△さんです。申請地は 田村字上井森、畑1筆、228平方メートルで、平成26年に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、国道299号から秩父ミュージックパーク中央西口道路を約1キロメートル進んだ道路沿いにあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、申請の目的ですが、資材置場及びそこへの進入路です。譲受人は、現在、寺尾地内に資材置場を所有しておりますが、業務が多岐にわたる時期には資材を置く場所がない状態にありました。また、譲受人は、申請地に隣接する土地、ここは農地ではなく雑種地ですが、1,391平方メートルを所有しておりますが、中央西口道路からその土地の間には公衆用道路としての土地がありますが、事業用の車両が進入するには十分な幅がないため、資材置場にすることができておりませんでした。このたび、譲渡人から申請地を買い受けることができることになり、すでに所有する土地と一体として資材置場及び進入路として利用する計画を立て、申請したものです。なお、申請地に隣接する農地を耕作する者から転用することに対する承諾を、譲渡人の母が尾田蒔土地改良区の組合員であることから、同改良区からも転用することについて差し支えない旨の意見をいただいておりますし、資金調達を含める事業計画も適正ですので、転用することにより、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま。申請地の現況を確認しましたところ、保全管理状態でした。

新井 幸男 主幹 番号6の案件について説明をいたします。譲受人は 〇〇さん、譲渡人は △△さんです。申請地は 吉田久長字腰、畑1筆、799平方メートルで、平成26年に相続により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線龍勢会館前交差点から北東に約650メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

整備計画において農用地の指定を受けた農地でしたが、平成27年12月14日付けで、除外の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備用地にするものです。譲受人と譲渡人とは親子であり、酪農業を営んでいた譲渡人の夫が3年前に死亡してから、牧草地として利用していた本申請地の管理が行き届かない状態となっております。譲受人は、隣接地に居住しているものの、仕事の関係から耕作することもできず、夫も都内に勤めており、子供たちも県外に居住していることから、他に耕作する者もおらず、今後、管理をしていくことが難しいことから太陽光発電事業を計画したものです。事業計画では、太陽光パネル152枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を受ける見込みがあり、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。隣接する土地は、譲受人及び譲渡人が所有する農地と宅地であるため、周辺における営農条件に悪い影響を与えることはないと思われます。現況を確認しましたところ、一部で野菜を栽培していましたが、他の大部分は保全管理の状態でした。

加藤 和彦 主幹 番号7の案件について説明をいたします。借受人は株式会社〇〇です。借受人は、平成元年に成立した法人で、一般土木工事業、土木、建設資材の販売業、舗装工事業に関する業務を目的の一つとしております。貸渡人は△△さんです。申請地は荒川贅川字上郷、畑1筆、1,584平方メートルで、平成24年に相続で取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は秩父鉄道三峰口駅から北東に約580メートル先にあります。立地の基準につきましては、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地です。申請事由ですが、市道荒川幹線120号線道路改築工事に伴う資材置場として、貸渡人から賃借し、一時的に転用したいとするものです。なお、農用地区域内農地における転用につきましては、原則不許可ですが、一時的な利用に供するもので、当該整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない場合には、例外的に転用を許可することができるものです。なお、工事完了後は、速やかに、借受人が以前の状態の農地に回復して、貸渡人に返すこととなります。申請地に隣接する農地を所有する者は貸渡人ですので、このたびの転用について特に問題等はないものと思われます。現況を確認しましたところ、不耕作地でしたが保全管理されておりました。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9 番（加藤 勝市 委員） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

7 番（新田 恭一 委員） 番号3及び番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

1 1 番（豊田 辰夫 委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

1 番（新井 初男 委員） 番号6の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

3 番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号7の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。一時的に転用するものですので、許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

2 番（横田 友 会長職務代理者） 番号7の案件についてですが、道路工事に伴う資材置場への一時転用ということですが、気になるのが、工事において発生する残土捨て場になるのではないかとということです。この点について、調べてありますか。

加藤 和彦 主幹 このことにつきましては、そのようなことには使わない旨を借受人から確認を取っております。

議長（糸 東男 会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第60号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。 よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第 6 1 号 上程 農用地利用集積計画の決定について (2 件)

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第 6 1 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 番号 1 の案件について説明をいたします。 おそれいりますが、議案書の 6 ページとともに、本日、配付いたしました資料をご覧ください。 本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は、基盤強化法と申し上げますが、その第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成 2 9 年 1 2 月 8 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。 なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。 それでは、計画の内容を申し上げます。 まず、利用権の設定を受ける者、すなわち、借受人は、〇〇さんで、平成 2 7 年に市に提出した青年等就農計画が適当である旨の認定を受けており、すでに、田村地内において、5 筆、計 5, 6 9 2 平方メートルの農地を借り入れ、主に、シャクシナ、コマツナ、エダマメを栽培しております。 次に、貸付人は、△△さんです。 したがって、本件は、貸付人から借受人に、直接、権利を設定する案件です。 なお、利用権を設定する期間は、平成 3 0 年 1 月 1 日から 1 0 年間です。 次に、利用権を設定する土地の所在等ですが、田村字上万地、畑 1 筆、2, 4 8 6 平方メートルです。 詳しくは、案内図の 1 1 ページをご覧ください。 当該農地の北側に隣接する土地につきましても、すでに借り入れている農地の一つです。 なお、利用権を設定した後に、借受人は、コマツナ、ナス、ニンジンを作付けする計画を立てています。 また、基盤強化法第 1 8 条第 3 項の規定による農用地利用集積計画の要件、とりわけ、借受人には、農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること及び農作業に常時従事すると認められることが求められていますが、産業観光部農政課担当から、これらの要件を満たしていることを確認しております。

新井 幸男 主幹 番号 2 の案件について説明をいたします。 本件は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成 2 9 年 1 2 月 8 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

の決定が求められているものです。 それでは、計画の内容を申し上げます。 本件は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社 が利用権の設定を受けるものです。 貸付けに係る土地についてですが、下吉田字釜ノ上、畑4筆、4，340平方メートルです。 案内図の12ページをご覧ください。 この畑は、秩父市役所吉田総合支所から南に約690メートル先にあります。 利用権を設定する期間は、平成30年3月31日から10年間です。 なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。 続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

11番（豊田 辰夫 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。 農地を活用していただける案件ですので、決定してよろしいものと考えます。

第2区域（笠原 広久 農地利用最適化推進委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。 11番委員と同じ意見です。

13番（彦久保 利平 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。 農地利用の最適化を推進することとなりますので、決定してよろしいものと考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。 以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。 これより、議案に対する質疑に入ります。 併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。 以上で、質疑を終結いたします。 これより、採決をいたします。 議案第61号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。 よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第62号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第62号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、13番 彦久保 利平 委員におかれましては、議場から退出願います。

（13番 彦久保 利平 委員が議場から退出する）

議長（糸 東男 会長） 事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 議案第62号に係る案件について説明をいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成29年12月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。それでは、計画の内容を申し上げます。本件は農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社 が利用権の設定を受けるものです。貸し付ける土地についてですが、下吉田字布里および同じく字布里原、田6筆、11,068平方メートル、畑11筆、17,231平方メートル、合計17筆、28,299平方メートルです。案内図の13ページをご覧ください。本集積地は、秩父市役所吉田総合支所から西に約1,200メートル先にあります。次に、利用権を設定する期間は、平成30年3月31日から10年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番（高野 忠財 委員） 議案第62号に係る案件について意見を申し上げます。農地を活用していただける案件ですので、決定してよろしいものと考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第61号については、市長からの申し出の

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

とおりに決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆 東男 会長) 全員が賛成であります。 よって、本案は、申し出のとおり決定をすることに決しました。 それでは、13番 彦久保 利平 委員は議場に入るようにしてください。

(13番 彦久保 利平 委員が議場に入室する)

議案第63号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長(衆 東男 会長) 次に、議案第63号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

加藤 和彦 主幹 議案第63号に係る案件について説明をいたします。 本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成29年12月5日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。 意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付けの適否などに対し、判断するものです。 計画の内容を申し上げます。 このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成29年第11回総会、議案第57号におきまして農用地利用集積計画を決定し、平成29年11月24日に公示し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したのですが、一部の農地につきましては、課税区分上、農地とは認められない土地があり、また、貸付人からの申し出により貸し付けをしないこととなった土地がありましたため、その土地を除いた面積となります。 案内図の14ページをご覧ください。 荒川地区における計画地ですが、荒川小野原区域で、1筆、1,120平方メートル、荒川上田野区域で、畑165筆、137,902.54平方メートル、荒川白久区域で、16筆、15,002平方メートル、荒川贅川区域で、8筆、6,391平方メートル、荒川日野区域で、21筆、19,547平方メートル、合計179,962.54平方メートルにつきましては、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社 が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました 農事組合法人 〇〇へ配分する計画です。 借受けを希望する 農事組合

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

法人 〇〇は、平成29年6月1日に設立し、△△生産組合の機械化部会を農業生産法人とし、作業受託での生産から農地中間管理事業を活用した農地を貸借する生産方式へ変更し、ソバの生産性の向上と遊休農地の解消を目指していきたいとのことです。貸借期間及び賃借料については、貸借期間10年、賃借料については1年、10アール当たり、2,000円になります。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。なお、この配分が決定した後は、借受人は、ソバを栽培する予定です。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 議案第63号に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。特に、意見はありません。

第6区域（長谷川 満 農地利用最適化推進委員） 議案第63号に係る案件について意見を申し上げます。荒川地区における遊休農地の発生防止の第一弾となるものです。この配分計画に対する意見はありません。

第6区域（千島 初夫 農地利用最適化推進委員） 議案第63号に係る案件について意見を申し上げます。この配分計画に対する意見はありません。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りします。議案第63号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

議案第64号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか

否かの判断について

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第64号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第64号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配付いたしました別紙をご覧ください。このたびは、64筆、合計約3.4ヘクタールの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、所有者又は耕作をする権利を有する者から、該当する土地について農地ではない旨の判断をしていただきたいとの申し出を受けております。また、本年行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、農地に戻すことが相当難しいと判断した荒廃農地について議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周囲が山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。なお、議決により農地に該当しないと判断された場合は、事務局といたしましては、対象となる農地を所有し、又は耕作をする権利を有する者31人及び市において関係する部、さいたま地方法務局秩父支局、その他関係機関にその旨を通知し、対象となる土地を農地台帳から削除いたします。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第64号については、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

(挙手をする人あり)

議長(糸 東男 会長) 全員が賛成であります。 よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長(糸 東男 会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会平成29年第12回定例総会を閉会いたします。